

北海道文教大学

リハビリテーション科学研究科

2025 (R7) 年度

自己点検・評価報告書

2026 (R8) 年6月10日

活かす人へ
北海道文教大学

第1章 理念・目的(基本情報一覧)

基本資料

文書	URL・印刷物の名称
規程集	https://old.do-bunkyo.ac.jp/inside/official_regulations/
寄附行為又は定款	https://old.do-bunkyo.ac.jp/inside/official_regulations/wp-content/uploads/2025/04/R070401%20%E5%AF%84%E9%99%84%E8%A1%8C%E7%82%BA%E7%88%E7%A7%81%E5%AD%A6%B3%95%6%94%B9%6AD%A3%EF%BC%89.pdf
学則、大学院学則	https://www.do-bunkyo.ac.jp/campuslife/pdf/regulation-49_12.pdf https://www.do-bunkyo.ac.jp/campuslife/pdf/regulation-50_05.pdf
履修要項・シラバス	https://www.do-bunkyo.ac.jp/campuslife/pdf/handbook_graduate-2025-4.pdf https://www.do-bunkyo.ac.jp/campus_life/campus_life/syllabus/2025_graduate_syllabus
備考：	

大学の理念・目的[*]

規程・各種資料名称(条項)	URL・印刷物の名称
北海道文教大学大学院学生便覧	https://www.do-bunkyo.ac.jp/campuslife/pdf/handbook_graduate-2025-4.pdf
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

学部・研究科等における教育研究上の目的[*]

学部・研究科等の名称	規程・各種資料名称(条項)	URL・印刷物の名称
リハビリテーション科学研究科	北海道文教大学大学院学生便覧	https://www.do-bunkyo.ac.jp/campuslife/pdf/handbook_graduate-2025-4.pdf
北海道文教大学大学院	北海道文教大学大学院学則第1条	https://www.do-bunkyo.ac.jp/campuslife/pdf/regulation-50_05.pdf
備考：		

※関係法令：大学設置基準第2条、専門職大学設置基準第2条、大学院設置基準第1条の2、学校教育法施行規則第172条の2第1項

中・長期計画等

名称	URL・印刷物の名称
中期計画 2025	https://www.do-bunkyo.ac.jp/university/pdf/plan2025.pdf
備考：	

※関係法令：国立大学法人設置法第31条、地方独立行政法人法第26条、私立学校法第45条の2第2項

第1章 理念・目的(本文)

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

1) 建学の精神

『**清正進実**』（北海道文教大学・明清高等学校・附属幼稚園の建学の精神）

鶴岡学園の創設者鶴岡新太郎・トシ夫妻の遺された学訓『清く正しく雄々しく進め』を源に、1999（平成11）年「北海道文教大学」開学へと建学の灯火は引き継がれてきた。その精神は今日も4本の柱として、学園に集う皆の心に刻まれている。

その4本の柱とは

- ①真理を探究する清新な知性
- ②正義に基づく誠実な倫理性
- ③未来を拓く進取の精神
- ④国民の生活の充実に寄与する実学の精神

我々はこれを要約し『**清正進実**』と呼び習わし、建学の精神としている。

2) 北海道文教大学の教育理念・目的

豊かな人間性を涵養するため幅広い知識を授けるとともに、理念と実践にわたり深く学術の教育と研究を行い、国際社会の一員として、世界の平和と人類の進歩に貢献し得る人材の育成を目的とする。

3) 北海道文教大学の教育目標

本学園の建学の精神および本学の教育理念の根底を成すのは「未来を拓くチャレンジ精神」である。本学ではこの「未来を拓くチャレンジ精神」の下、実学の創生、伝承の拠点として発展するために中・長期的な目標を以下のように定めている。

- ① 未来を拓くチャレンジ精神
- ② 科学的研究に基づく実学の追求
- ③ 充実した教養教育の確立
- ④ 国際性の涵養
- ⑤ 地域社会との連携

4) リハビリテーション科学研究科の教育理念と人材育成の目的（資料リハビリテーション科学研究科HP）

リハビリテーション科学研究科の教育目標は、大学院学則第3条第4項で掲げている「リハビリテーション科学研究科は、長寿で豊かな未来社会を拓くため、リハビリテーション関

連領域において障害の予防や障害のある人の社会参加及び地域生活を支援するため、高い専門性と優れた実践力を持った高度専門職業人を養成する」であり、これに基づいたリハビリテーション科学専攻の教育目標は、大学院学則第 5 条第 4 項で掲げている「リハビリテーション科学専攻は、医療や介護におけるリハビリテーションサービスの需要に対する治療の費用対効果や科学的な根拠に基づいた治療法、メンタルヘルスなど学際的連携を図りながら研究し、チーム医療が進む中でその専門性を発揮できる指導的立場の人材や、社会変革に伴うリハビリテーションサービスを行うための柔軟な思考力や実践力を持った高度専門職業人を養成する」となっている。

リハビリテーション科学専攻は各分野の業績を有する教授陣を配し、同様の分野で活躍している理学療法・作業療法のセラピストを大学院生として迎えることで、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させることが可能となっている。

本研究科では、従来、出願資格の前提として「既に理学療法士もしくは作業療法士の資格を有する者、もしくは入学までに取得見込みの者」という規定を設け、理学療法士および作業療法士に特化した研究科になっていた。しかし、研究科委員会の数度に渡る慎重な審議の結果、大学院生として迎える社会人の職種を多職種とし、リハビリテーションや地域の健康支援に関する研究に興味を持つ該当者に門戸を拓けることにより、多角的視点からリハビリテーション科学が抱える現状の課題や問題点を捉え、研究活動に反映することができるようにと考えるに至った。その結果、以下の通りに出願資格は改定されている（資料北海道文教大学大学院募集要項 2025）。

「本専攻に入学できる者は、リハビリテーションや地域の健康支援に関する研究に興味を持ち、次の各号の一つに該当する者、または入学年度の 4 月 1 日までに該当見込みの者とする。

- 大学を卒業した者
- 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより、当該国の 16 年の課程を修了した者
- 日本国において、外国の大学相当として指定した外国の課程（文部科学大臣指定の外国大学日本校）を修了した者
- 指定された専修学校の専門課程（文部科学大臣指定）を修了した者
- 本大学院において個別の入学資格審査により認められた者
- （社会人については、前各号の一つに該当するほか）本研究科委員会が承認するリハビリテーション関連の資格（医療・福祉・心理・教育・スポーツ等）を保持し、一定の実務経験を有する者」

また、出願資格の改変のため、公表している教育研究上の理念と目的は、2022 年度 4 月より、以下のように変更した（資料 2022 年度リハビリテーション科学研究科学生便覧）。

「リハビリテーション科学専攻は、鶴岡学園が築いた実学重視の伝統を受け継ぎ、「豊か

な人間性」、「健全な社会性」及び「高い専門性」を有する人材を育成するための教育理念を再確認するとともに、質の高いリハビリテーションサービスと地域の健康支援サービスを提供できる人材育成の拠点として発展するために以下のような教育研究上の理念と目的を掲げている。

1. 人に深く関わるリハビリテーションや地域の健康支援に関する今日的な課題の正確な観察力、分析・評価能力及び、理解・表現能力と豊かな人間性を持った、リハビリテーション及び地域の健康支援領域のスペシャリストとしての専門性を高めます。

2. チームアプローチによる質の高いリハビリテーションサービスと地域の健康支援サービスを実現するために、多職種協働を理解し、地域や時代のニーズを的確に把握し幅広い視野で柔軟に対応できる、より深化した理学療法士・作業療法士、その他の多職種の育成のための教育力の確立に努めます。

3. 高い専門性を持って地域の住民に疾患・障害の予防に関する意識を啓発し、日常的な健康支援を積極的に担うことで、地域社会との連携を深めるとともに国際的視野を持ち、地域と世界の発展に貢献します。

5) 全体のまとめ

北海道文教大学は、建学の精神『清正進実』を根底に据え、「豊かな人間性を涵養するため幅広い知識を授けるとともに、理念と実践にわたり深く学術的教育と研究を行い、国際社会の一員として、世界の平和と人類の進歩に貢献し得る人材の育成」を教育理念・目的として定めている。さらに、この理念を具現化する中・長期的な教育目標として、①未来を拓くチャレンジ精神、②科学的研究に基づく実学の追求、③充実した教養教育の確立、④国際性の涵養、⑤地域社会との連携、の5項目を掲げ、全学的な教育研究活動の方向性を明確にしている。

リハビリテーション科学研究科の教育目標は、こうした大学の教育理念と人材育成の目的に基づき、大学院学則第3条第4項に「リハビリテーション科学研究科は、長寿で豊かな未来社会を拓くため、リハビリテーション関連領域において障害の予防や障害のある人の社会参加及び地域生活を支援するため、高い専門性と優れた実践力を持った高度専門職業人を養成する」と明示されており、大学の目的との連関を適切に保っている。これに基づくリハビリテーション科学専攻の教育目標は、大学院学則第5条第4項に「リハビリテーション科学専攻は、医療や介護におけるリハビリテーションサービスの需要に対する治療の費用対効果や科学的な根拠に基づいた治療法、メンタルヘルスなど学際的連携を図りながら研究し、チーム医療が進む中でその専門性を発揮できる指導的立場の人材や、社会変革に伴うリハビリテーションサービスを行うための柔軟な思考力や実践力を持った高度専門職業人を養成する」と明示されており、研究科の目的をより具体的に展開したものとなっている。

また、本研究科は2022年度より出願資格を理学療法士・作業療法士に限定せず、リハビリテーションや地域の健康支援に関する研究に興味を持つ多様な専門職へと門戸を広げており（資料：北海道文教大学大学院募集要項2025）、大学の教育目標である「地域社会との連携」の実現に向けた多職種協働の視点を研究科の運営に反映している。さらに、2025年度より外国人留学生が入学しており、異なる文化的・学術的背景を持つ留学生の受け入れは、

在学生に国際的な視野をもたらすとともに研究科全体の多角的な学術交流を促進するものであり、「国際性の涵養」との連関を実践的に体现している。

以上のとおり、本研究科の教育目標は大学の理念・目的を踏まえて体系的・具体的に設定されており、大学院学則および大学ホームページを通じて社会に広く公表されていることから、理念・目的の適切な設定と公表が実現されているといえる。

評価項目②

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

<評価の視点>

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
- ・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

本学は以下の(1)～(4)中期計画2.0(2025年度～2029年度)に基づきリハビリテーション科学研究科においても、その理念・目的の達成に向けた取り組みを行っている。

具体的には、学生確保、教育の充実、PDCAサイクルによる検証、教員の研究力の向上などに取り組んでいる。学生数は定員を充足しており、留学生も現在1名、次年度も1名入学予定である。学内からの内部進学者、卒業生、留学生が現在在籍しており、修士論文研究の充実にむけて、教育、研究、学生支援、環境整備に取り組んでいる。

リハビリテーション科学研究科の会議は毎月開催され、計画の進捗や達成状況についても検証している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

長所：大学の理念である「清正進実」に合致した、高度専門職業人の養成目標が明確に確立されている。また、社会人学生が学びやすい夜間・土曜・オンライン等の柔軟な学習環境を整備し、多職種連携を視野に入れた教育体制が構築されている。

問題点：大学学部生も使用する教室を大学院生の研究スペースとして兼用している現状から、研究環境の整備は今後の重要な課題である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

今後も建学の精神および研究科の目的に沿って、地域社会との連携を一層深めるとともに、国際的視野を備え、地域と世界の発展に貢献する人材育成を継続していく。

課題となっている社会人学生の時間的制約や実習負担については、リモート授業の充実や柔軟性のある研究指導により対応している。

一方で、大学学部生も使用する教室を大学院生の研究スペースとして兼用している現状から、研究環境の整備は今後の重要な課題である。社会人院生は修了後も実践的研究を継続するケースが多く、博士課程への進学や本研究科の外部人材の拡充を図る観点からも、図書館の継続的な利用や特別研究員としての研究スペースの提供など、研究環境のさらなる整備が求められる。また同時に、多職種学生間の協働をさらに促進するための具体的な方策(研

究科内交流会の活性化等)を検討していく。

第4章 教育・学習（基本情報一覧）

学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針[*]

学部・研究科等名称	URL
リハビリテーション科学研究科	https://www.do-bunkyo-dai.ac.jp/department/graduate/rihabiri
リハビリテーション科学研究科	https://www.do-bunkyo-dai.ac.jp/campuslife/pdf/regulation-03_04.pdf
リハビリテーション科学研究科	https://www.do-bunkyo-dai.ac.jp/outline/policy/graduate_rihabiri
リハビリテーション科学研究科	https://www.do-bunkyo-dai.ac.jp/campuslife/pdf/syllabus/2025/graduate/202506_3_reha.pdf
リハビリテーション科学研究科	https://www.do-bunkyo-dai.ac.jp/campuslife/pdf/handbook_graduate-2025-4.pdf
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

卒業・修了要件の設定及び明示

学部・研究科等名称（研究科は学位課程別）	卒業・修了要件単位数	既修得等（注）の認定上限単位数	URL・印刷物の名称
リハビリテーション科学研究科	30単位		https://www.do-bunkyo-dai.ac.jp/campuslife/pdf/handbook_graduate-2025-4.pdf
備考：			

※関係法令：大学設置基準第28条、第29条、第30条及び第32条、第42条の12、

専門職大学設置基準第24条、第25条、第26条、第29条及び第30条、

大学院設置基準第16条及び第17条、

専門職大学院設置基準第14条、第15条、第21条、第22条、第23条、第27条、第28条及び第29条

注：[学士] 大学設置基準第28条から第30条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

[専門職大学] 専門職大学設置基準第24条から第26条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

[修士・博士] 大学院設置基準第15条によって準用する大学設置基準第28条及び第30条の規定にもとづく措置（それらを合せた上限値）

[専門職] 専門職大学院設置基準第13条の2、第14条、第21条、第21条の2、第22条、第27条、第27条の2及び第28条の規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

学位授与方針に示した学習成果の測定方法[*]

学部・研究科等名称	学習成果の測定方法	根拠資料
リハビリテーション科学研究科	アセスメントテスト、授業評価アンケートなど	授業評価アンケート
備考：		

学部・研究科等における点検・評価活動の状況

学部・研究科等名称	実施年度・実施体制	点検・評価報告書等
リハビリテーション科学研究科	2024年度・大学評価・IR推進部自己点検・評価専門部会	リハビリテーション科学研究科2024（令和6）年度自己点検・評価報告書
備考：		

1. 現状分析

評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

<ディプロマポリシー>

リハビリテーション科学専攻のディプロマポリシーは出願資格の改訂に伴い、2022 年度より改定されている。その内容は大学ホームページに公開して広く社会に公表している。(資料大学 HP 大学概要-3 つのポリシー-大学院-リハビリテーション科学研究科ディプロマポリシー)。

リハビリテーション科学研究科のディプロマポリシー

リハビリテーション科学研究科は、履修規定によって必要単位を取得し、必要な修業年限を満たしたうえで、次の能力を身につけていると認められた学生に「修士(リハビリテーション科学)」の学位を授与します。

- ・リハビリテーションと地域の健康支援領域の知識と技術の進歩に対応できる。(知識・技能)
- ・障害のある人の社会参加及び地域生活を支援することができる。(知識・技能)
- ・地域の住民に疾患・障害の予防に関する意識を啓発し、日常的な健康増進を積極的に支援することができる。(知識・技能)
- ・リハビリテーションと地域の健康支援領域に関わる時代のニーズを的確に把握し、幅広い視野で柔軟に対応することができる。(思考・判断・表現)
- ・研究を遂行し、研究結果を論文にまとめて発表できる能力を身につけている。(思考・判断・表現)
- ・リハビリテーションと地域の健康支援領域のチームアプローチで、他職種との協働を理解し、中核的あるいは指導的にチームを活性化する役割を果たすことができる。(関心・意欲・態度)
- ・研究者に求められる基本的な研究倫理を理解し、それを遵守することができる。(関心・意欲・態度)

また、「教育理念と人材育成の目的」は大学ホームページに公開しており、広く社会に公表している(資料北海道文教大学 HP-大学院リハビリテーション科学研究科-本学の5 教育課程方針について)。その他教職員・学生に対しては教育研究上の理念と目的等を記載した大学院募集要項を配布し、周知を図っている(資料 2025 大学院募集要項)。また、毎年度『大学院学生便覧』を作成し、学生および教員に配布することにより周知してきた(資料 2024 大学院学生便覧)が 2025 年度より HP での掲載のみで対応している。

学位授与の基準は学位規程第4条(修士の授与要件)に定められ、修業年限、研究科の卒業に必要な単位数は、大学院学則に明示されている(資料:大学院学則第7条、第13条別表1)。また、修得すべき学習成果に関して、「2025年度大学院学生便覧・リハビリテーション科学研究科」に履修指導スケジュール、シラバス、履修モデル、時間割、学位論文審査体制、公表の方法などの修了要件を示している。

学位授与の判定は、大学院委員会で判定を行い決定することとなっている。大学院学生便覧では、「修士論文作成に関する取扱細則」、「修士学位論文作成要領」、「修士修了までのスケジュール」を明示し、前期・後期のオリエンテーションにおいて説明をしている。(資料:2025 大学院学生便覧・リハビリテーション科学研究科)。

評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

- ・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ(主要授業科目の類別等)と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

<下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表>

(1) 教育課程の体系・教育内容

リハビリテーション科学専攻のカリキュラムポリシー(CP)は、2022年度より改定され、次のように定められている(資料北海道文教大学HP-大学概要-3つのポリシー大学院リハビリテーション科学研究科カリキュラムポリシー)。

リハビリテーション科学研究科のリハビリテーション科学専攻では、リハビリテーションと地域の健康支援領域における問題解決に寄与できる高度専門職業人の養成を行うために「基礎科目」「専門科目(専門基礎分野・臨床応用分野・地域健康生活支援分野)」「研究指導」から構成される教育課程を編成している。

(2) 教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

カリキュラムポリシーに基づき、以下の科目が配置されている。

(知識・技能)

- リハビリテーションと地域の健康支援領域の最新知識と技術、障害者や高齢者等の生活支援を学習するために、専門科目として治療法の基礎理論となる「専門基礎分野」、臨床場面での問題解決につなげる「臨床応用分野」、予防に主眼をおいた「地域健康生活支援分野」の3つの分野の科目群を配置する。(思考・判断・表現)
- 地域や時代のニーズに幅広く対応する人材養成のために「保健福祉政策論」を必修科目として配置する。
- 研究の基礎となる知識や技術を学ぶために「統計学特論」「身体機能解析学特論」「身体機能解析学演習」等を配置する。

- 自己の研究について専門外の人々にもわかるように説明したり、国際的な場面で英語を用いて表現したり、視覚的効果の優れたプレゼンテーション法を学修するため「プレゼンテーション技法」を基礎科目に配置する。

(関心・意欲・態度)

- チームアプローチで多職種協働の中核となれる人材を養成するための基礎科目に「リハビリテーション管理学特論」「リハビリテーション科学特論」を配置する。
- 人々の健康と生活の質を向上させ疾病を予防することを大目標として基礎科目に「公衆衛生学特論」を配置し、予防的リハビリテーションと地域の健康支援領域への関心を高める。
- 研究倫理教育の重要性に鑑み、基礎科目に「研究倫理特論」を必修科目として配置し、研究者に求められる基本的研究倫理教育について学修する。

<教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性>

上述したカリキュラムポリシーに明示してあるよう「基礎科目」「専門科目」「研究指導」の3つの領域の科目群を配置している。このうち「専門科目」は「専門基礎分野」「臨床応用分野」「地域健康生活支援分野」の3分野から成り立っている。これらの位置づけは、カリキュラムポリシーに明示されている(資料大学院学則別表1、リハビリテーション研究科)。

カリキュラムポリシー1は、本ポリシー全体を概説しておりディプロマポリシー全体に対応している。

カリキュラムポリシー2の「研究指導では、修士論文作成を行い、リハビリテーション科学に関する諸課題を追求する。」はディプロマポリシー5番目の「研究を遂行し、研究結果を論文にまとめて発表できる能力を身につけている。(思考・判断・表現)」に対応している。

カリキュラムポリシー3の「講義・演習科目はレポートおよび授業時間における発表や討論などの内容について評価する。」はディプロマポリシー6番目の「リハビリテーションと地域の健康支援領域のチームアプローチで、他職種との協働を理解し、中核的あるいは指導的な役割を果たすことができる。(関心・意欲・態度)」に対応している。

カリキュラムポリシー3の「修士論文は複数の審査委員(学位論文審査教員:主査・副査)による審査を通じて評価する。」は、ディプロマポリシー1、4、7に対応している。

(3) 方針の公表

リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻のカリキュラムポリシーは大学ホームページに公開しており、広く社会に公表している。

(4) 情報への配慮

リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻の教育課程の編成・実施方針は紙媒体によるパンフレットに加え、大学ホームページでも公表され、入学を検討している学外者でも入手可能となっている。

<各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置>

(1) 教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

科目は3分野共通の「基礎科目」と分野別の「専門科目」と「研究指導」が設定され、専門分野の高度化に対応した教育内容を提供している。専門科目は「専門基礎分野」で病態生理学、神経・細胞生理学及び、身体機能解析学それぞれについて特論と特論演習または演習を配置し、治療法の基礎理論を学ぶ。「臨床応用分野」では、運動器障害、神経・発達障害、高齢者リハビリテーションそれぞれについて特論と特論演習を配置し、臨床場面での問題解決能力の向上を目指す。「地域健康生活支援分野」では、職業リハビリテーション、心身統合健康科学それぞれについて特論と特論演習を配置し、心身障害の予防に主眼を置いた教育内容を提供している（資料大学院学則別表 1. 授業科目及びその配当年次・単位数リハビリテーション研究科）。また、「研究指導」において修士論文の研究を完成させ、専門分野の高度化に対応した教育内容を提供している（資料リハビリテーション科学研究科 2024 年度（令和 6 年度）シラバス）。

上記より、本研究科の教育課程の編成・実施方針と教育課程は整合しているといえる。

(2) 教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

リハビリテーション科学研究科では、理学療法と作業療法の両分野に共通する学術的深化と両分野の有機的連携を図るため、治療法の基礎理論となる「専門基礎分野」、臨床場面での問題解決につなげる「臨床応用分野」、予防に主眼をおいた「地域健康生活支援分野」の3つの分野を設け、リハビリテーション分野の最新知識と技術、障害者や高齢者等の生活支援に関して研究する（資料大学院学則別表 1. 授業科目及びその配当年次・単位数リハビリテーション科学研究科）。

(3) 単位制度の趣旨に沿った単位の設定

教育内容に沿って科目区分の設定、科目構成及びその理由を示し、必修科目（13 単位）・選択科目（42 単位）の合計 57 単位で構成し、履修モデルも明示している（資料 2022 大学院学生便覧）ため、院生は自己の研究計画に合わせて科目を履修することができる。

(4) 個々の授業科目の内容及び方法

個々の授業科目の内容はシラバスにおいて授業の概要、到達目標、1 講時ごとの学習内容等で明記され、ホームページで公表されている（WEB シラバス）。また、個々の授業科目の方法についてはシラバスの授業の方法において①プレゼンテーションの方法②授業形態が記載されている（WEB シラバス）。

また、授業方法を規定する「北海道文教大学大学院学則」（授業方法）第 12 条 2 を 2020（R2）年 7 月 15 日の大学院委員会で改正し、「2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。」とした。この規定に基づく授業形態は大学ホームページに公開したシラバスの授業方法の欄で、科目ごとに明記している。2020～2022 年度は新型コロナウイルス感染対策のためのオンライン（リアルタイムまたはオンデマンド）授業が多くなったが、上記の通り大学院学則を改訂したため、コロナ禍収束後もオンライン授業の実施は継続可能となっている。

(5) 授業科目の位置づけ（必修、選択等）

前期に開講される基礎科目の「リハビリテーション科学特論」（必修）を通して、各専

門分野での柱となる専門科目の位置づけを周知している。また、前期には研究倫理や研究不正について学ぶ科目として「研究倫理特論」（必修）を配置した。

(6) 各学位課程にふさわしい教育内容の設定

各学科、研究科は、教育課程の編成・実施方針において、学位授与方針で定めた学習成果を得るための教育内容を定めており、カリキュラムマップにより全体が可視化されている。学士課程においては共通科目及び基礎科目の他、分野別に科目群が設定されており、修士課程においては高度な専門性を有する実践的な人材を養成する修士教育に相応しい内容を提供している。

(7) コースワーク・リサーチワークに適切に組み合わせた教育への配慮

コースワークについては、通常、初年度の1年間で集中的に履修しながら、リサーチワークとしての科目を継続して履修し、1年目後期から2年目に、作成した構想と研究計画に従いながら実質的な研究を行う。全体的にはコースワークで基礎力を養い、リサーチワーク9で実践力を培いながら修士論文の研究を完成させる方式となっており、バランスの良い履修ができるよう配慮している（資料 2025 大学院学生便覧リハビリテーション科学研究科修士の学位論文修士修了までのスケジュール表）。また、社会人の入学を想定して4年間での長期履修モデルを提示している（資料 2025 大学院学生便覧）。その中ではコースワークを初年度に限らず3年間でゆとりをもたせたモデルとしている。

<学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施>

理学療法士及び作業療法士法施行規則の改訂により2020年度から、「免許を受けた後3年以上理学療法または作業療法に関する業務に従事した者であって、学校教育法に基づく大学院において教育学に関する科目を4単位以上修め、当該大学院の課程を修了したもの」であることが理学療法士・作業療法士養成校の専任教員になるための要件の一つとなった。職業的専門性を高めキャリアアップを目指す院生には、将来、養成校の専任教員を目指す者が多い。

このため、2020年度当初の大学院委員会にて「北海道文教大学大学院学則」第17条を以下のように改正した。

（他の研究科等における授業科目の履修）

第17条各研究科において、教育上有益と認める場合は、当該研究科委員会の議を経て、他の研究科の授業科目又は学部の授業科目を履修させ、これを当該研究科で修得した単位とすることができる。ただし、当該修得単位は修了要件の30単位には参入しないものとする。

この改訂の結果、こども発達学研究科の協力を得て、教育学に関する科目4単位（実践力の基礎科目群：こども発達学基礎科目分野の教育課程・方法特論及び教育課程・方法特別演習、各2単位）の在学中の履修が可能となり、卒業後の進路に幅を持つことができる。

評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。
また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・ 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※具体的な例

- ・ 学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・ 単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
- ・ シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
- ・ 授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

<各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置>

(1) 各学位課程の特性に応じた単位の实質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

リハビリテーション科学研究科のカリキュラムポリシーに従って教育方法は以下のようになっている。

基礎科目のプレゼンテーション技法、専門基礎科目の身体機能解析学演習、その他の演習科目は、技能の習得を目的とする科目のため演習の授業形態である（大学院シラバスの授業の方法を参照）。特論科目は知識を習得する科目のため授業形態は講義が中心となっている。

専門科目では同じ学問領域における特論講義と特論演習を組み合わせた講義形態とし、知識・技術を効率よく修得するように適切に配置されている（資料 2024 大学院学生便覧）。

履修科目登録の上限は設定していないが履修モデルを提示し、2年以上在学し、基礎科目の必修3科目5単位、専門科目のうち指導教員が担当する特論1科目2単位、及び特論演習1科目2単位、リハビリテーション科学特別研究8単位、その他の科目を選択履修し、合計30単位以上の修得と修士論文の提出及び最終試験に合格することが大学院修了要件になっている（資料大学院学則別表 1. 授業科目及びその配当年次・単位数リハビリテーション研究科）。なお、これらの科目の履修に際しては履修モデルの提示に加え、履修希望を提出する際に指導教員が確認し、必要な指導を行ってから登録する形をとっている。また、適正な大学院専任教員の人数を確保することで、様々な経歴を持つ現職社会人大学院生に対して、各教員の専門性を大学院教育に反映させることが可能になる。

(2) シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）

本学のシラバスに含まれる内容は「ナンバリング」「授業の位置づけ」「授業の概要」「到

達目標」「授業の方法」「ICT活用」「実務経験のある教員の教育内容」「課題に対するフィードバックの方法」「15回の授業計画」「準備学習・事後学習」「成績評価の方法」「評価点の配分」「教科書」「参考文献」「履修条件・留意事項等」である。したがって、必要な内容をすべて明示している。授業内容・方法とシラバスとの整合性については、半年ごとに学生による授業評価アンケートによって検証され、各教員にフィードバックされる。また、シラバスの記載内容は教育開発センター会議が委嘱した各学科・各研究科のシラバスチェック担当教員がその内容をチェックし、不備がある場合は修正を求めており適切性が担保されている。ここで、科目の代表教員以外の教員がシラバスのチェックを担当することになっているため第三者によるシラバスのチェックがなされている。

(3) 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等

大学の全学部および全研究科においてシラバス中の「授業の方法」において、①プレゼンテーションの方法、②授業形態、の他に③アクティブラーニングの取り入れの状況を記述するようになっている。また、2018年度から「課題に対するフィードバックの方法」欄が独立した項目となりフィードバックを学生・院生に返すことにより意欲をもてるように配慮している。大学院では少人数での講義、演習や実習を行っているため、院生の研究内容や学問的興味によっては、教員とのディスカッションが活発に行われている。また、コロナ禍を契機にオンラインによる遠隔授業を導入する際に Google classroom を用い、シラバスの変更も含めた各種連絡や事前の課題提示及び提出に活用している。また、Google Meet を用いて、双方向性のあるオンライン授業を展開しているため、課題に提出については、ディスカッションによる到達度の確認もできる状況となっている。

(4) 学習の進捗と学生の理解度の確認

研究科においてシラバス中の「授業の方法」の③としてアクティブラーニングの取り入れの状況を記述し、アクティブラーニングの要素を取り入れることとなっている。また、同じくシラバスの「ICT活用」の項目において、ICTを活用した双方向型授業およびICTを活用した自主学習支援について記述を求めている。

研究科の場合は、募集人員が少なく少人数で行われるため、おのずと大学院生の主体的な参加型授業となっている。リハビリテーション科学研究科では、特論講義、特論演習、特別研究による授業が展開されている。

(5) 授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導

募集人員が各年度4名であり少人数のゼミ方式での授業展開が主となる。また、院生は2021年度までは出願資格を理学療法士または作業療法士の有資格者または取得見込み者に限定しており、講義や演習では、臨床経験を生かした能動的参加態度が見られ、建設的な質疑応答が展開される。したがって、発表と討論が重視され、必然的に院生の主体的参加度の高い授業となっている（資料2021北海道文教大学大学院リハビリテーション科学研究科募集要項）。2022年度入学生より出願資格が変更され、多職種の社会人大学院生の入学の可能性もあったが、本年の入学生は全て、理学療法士・作業療法士免許のいずれか

を取得した者であった。今後、多様な背景の入学者がある際には、より多角的視点に立った能動的な議論が交わされることを期待して、ファシリテーターとしての教員の役割を高めて行く。

(6) 授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示

大学の全学部及び全研究科においてシラバスの「課題に対するフィードバックの方法」12の項目に課題（試験やレポート等）に対するフィードバック、要望やメッセージ等への対応方法を記載することになっている。

(7) 研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

リハビリテーション科学研究科においては修士学位論文の研究指導は、1年次に指導教員承認のもとで研究計画書を作成し、研究倫理審査委員会の承認を求める。この研究計画書をもとにして研究指導が行われる。本研究科は開設8年目を迎えているが、本年度は、1年目1名、2年目2名、3年目1名の院生の研究計画発表会に加え、今年度修了生（2年目2名、3年目1名、4年目2名）の中間発表会と、リハビリテーション科学研究科内の公開発表会兼最終試験及び、4研究科合同の修士論文公開発表会（市民に公開）が行われた（資料2024大学院学生便覧、北海道文教大学大学院リハビリテーション科学研究科学学位論文に関する取扱い細則、本学HP）。

評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

＜評価の視点＞

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

＜成績評価及び単位認定を適切に行うための措置＞

(1) 単位制度の趣旨に基づく単位認定

本学の学則第25条において単位の計算方法を規定したうえで同第26条において「授業科目を履修し、成績の評価が合格に達したのものには、所定の単位を与える」と規定している（学則）。合否については履修規定第8条において事前にシラバス上で学生に公表した評価方法によって成績評価をおこない100点満点中60点以上を合格と定めている（履修規定）。

また、修士課程の単位認定については研究科委員会が承認し、最終決定は修了認定の際に大学院委員会が行っている（資料2025大学院便覧修士の学位論文審査の流れ）。

(2) 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置

成績評価の方法についてはシラバスに明示されており、担当教員がそれを公正に実施している。学生は成績評価に対して疑義がある場合には、あらかじめ設けられた期間に疑義申し立てを行うことができ、担当教員は文書にて回答することになっている。これにより学生と教員が相互に成績評価の適正性を確認している。

(3) 卒業・修了要件の明示

学位授与の基準は学位規程第4条(修士の授与要件)に「本学大学院学則第22条に基づき、修了の認定を受けた者に授与する」とされ、修業年限、研究科の卒業に必要な単位数は、大学院学則第7条、第13条別表1に定められている(資料大学院学則第7条、第13条別表1)。また、修得すべき学習成果に関して、修士修了までのスケジュール表、シラバス、履修モデル、時間割、学位論文審査体制、公表の方法などの修了要件も示している(資料2024 学生便覧リハビリテーション科学研究科)。なお、同第7条では「修士課程の修業年限は、2年とする。ただし、特に優れた業績をあげた者は修業年限にかかわらず1年半で修了することができる。」としている(大学院学則)。各研究科の修了の要件については、各年度に配布される大学院学生便覧の修了までのスケジュールまたは履修についての記述において学生に明示している(2025 大学院学生便覧)。

<学位授与を適切に行うための措置>

(1) 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示

学位論文審査は、リハビリテーション科学研究科委員会によって学位論文毎に組織される審査委員会(主査及び副査)が審査する。また、研究科長が開催する公開発表会にて審査委員会が最終試験を行い、両者の総合判定を主査が研究科委員会に報告後、論文の可否を研究科委員会が審議決定する(大学院学生便覧 p.126 修士の学位論文1. 審査の流れ及び、大学院リハビリテーション科学研究科学位論文に関する取扱細則第5条～第11条)。修士(リハビリテーション科学)学位授与は大学院委員会による単位認定承認後、学長決裁において決定する。これらは大学院学生便覧に明示している(資料大学院学生便覧 p.41, p63, p.83, pp.105-106)。大学院学生便覧は大学院生、教職員に配付されるとともに本学WEBページに公開されている(WEBページ)

(2) 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置

修士課程の学位論文審査は、主査教員と副査教員の査読、中間発表会、公開発表会(最終試験)における質疑応答をへて審査委員会で最終的に可否が判定される。ここで、学位論文審査主査と指導教員は分離している。さらに、最終試験として位置付けられている公開発表会は他の研究科との合同とし市民も参加できる公開発表会として質疑応答がなされる。したがって客観性・厳格性を確保する体制を整えている。なお、2025年度の公開発表会は前年度に引き続き、リハビリテーション科学研究科内で2026年1月13日に最終試験を兼ねて行った後に、2月10日に4研究科合同で市民に公開する合同発表会を行い学术交流の機会とした。

(3) 学位授与に係る責任体制及び手続の明示

修士課程では本学の大学院学則第 21 条に基づき「2 年以上在学し、別表 1 に定める授 14 業科目から 30 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格した者」に修士の課程を修了したものと認めている。修士論文の審査は研究科委員会によって組織された審査委員会で行われ、主査教員と副査教員の査読、中間発表会、公開発表会（最終試験）における質疑応答を含めて研究科委員会で可否を判定することになっている。修士論文を含めた単位履修が承認されることにより学位授与が認められるが、その可否については大学院委員会にて審議され、学長決裁にて学位授与が決定される。

(4) 適切な学位授与

リハビリテーション科学研究科の成績評価は以下の「大学全体の成績評価の方法・基準」で示した評価の方法・基準に沿って成績を評価している。

成績評価は本学の履修規程に基づき、各教員が事前にシラバス上で院生に公表した評価方法によって成績評価と単位認定を行っている。全学において授業科目の成績評価は、100 点満点の 60 点以上を合格とし、AA(秀) (90 点以上)、A(優) (80 点以上 90 点未満)、B(良) (70 点以上 80 点未満)、C(可) (60 点以上 70 点未満) となっている。

定期試験を実施する科目については、定期試験期間中、病欠、公欠等の理由で受験できなかった場合に追試験を課している。また、評価の結果、合格点には達していないが一定の条件を満たしている者をDH(不可保留)とし、補習等を経て当該学期内に再評価をする制度が設けられている。なお、DHの後再評価の結果合格となった場合の成績評価はCとなる。

履修した科目の成績が合格となった場合は、定められた単位数を履修者に与える。なお、成績評価に疑義のある場合は、文書による疑義申し立てと担当教員からの文書による回答をすることを制度化し、院生と教員が相互に成績評価の適正性を確認している。

授業科目は、「講義」、「演習」、「実習・実技」に大別されており、1 単位を修得するための時間は以下の表のようになっている。よって、いずれも 1 単位の授業科目に 45 時間の学修を標準とする大学設置基準の趣旨に従っている。なお、本学では授業 1 回 90 分を 2 時間と計算しているため、2 単位の講義形式の授業科目であれば 15 回で授業時間が 30 時間であり、2 単位認定には大学設置基準でみると 60 時間不足する。このため、予習・復習に使う自習時間は 1 回につき 4 時間×15 回=60 時間以上が必要となると指導している。院生の予習・復習時間を確保するため、シラバスには毎回の授業ごとに準備学習と事後学習の項目を設けて院生が自習時間にすべきことをきめ細かく指示し、単位の実質化をはかっている。

授業形態	授業時間/単位	自習時間	計
講義	15時間	30時間	45時間
演習	30～15時間	15～30時間	
実習・実技	45～30時間	0～15時間	

※90分を2時間として計算した。

なお、リハビリテーション科学研究科では、2024年度（令和6年度）とほぼ同様の手順で2025年度の学位論文審査を実施した。

4名の修士論文審査申請があり、研究科委員会にて受理が決定したため、主査1名副査2～3名の4つの審査委員会を立ち上げて審査を行った（学位論文取扱い細則）。リハビリテーション科学研究科内の公開発表会・最終試験、市民公開の他学科合同公開発表会の結果を経て、審査委員会にて合格が決定したことが研究科委員会に報告され、研究科委員会による最終審査にて5名全員が合格した。30単位以上の単位修得について大学院委員会による承認の後、学長決裁により修士（リハビリテーション科学）学位授与が決定した。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

＜評価の視点＞

- ・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

＜各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定＞

研究科においては、大学院生向けの修了時アンケートを3月に実施し、その間15から間18において、自己評価により大学院在学中に身についた4項目の能力を調査している（修了時アンケート調査）。

＜学位授与方針に明示した学習成果を把握及び評価するための方法の開発＞

リハビリテーション科学研究科では、院生の学習成果を測定するための指標である GPA（GradePointAverage）は、令和4年度前期および後期において全院生が優以上に相当する成績となっており、高い成果があがっている。しかし、長期履修院生が今年度も本学申請時の設置計画に沿って履修中であるため、院生の学習成果の指標評価の開発は行っていない。院生の自己評価、修了時の評価は令和7年度修了生の5名に対し「修士課程教育修了時アンケート」を実施し、概ね満足との結果を得た（資料修了時アンケート）。

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り

組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

＜適切な根拠に基づく点検・評価＞

教育課程レベルのPDCAサイクルにおいては、教育開発センターがアセスメント・ポリシーにもとづいて教育課程の内容・方法を毎年点検評価し、達成すべき質的水準に達しなかった項目については、当該学科から教育開発センター会議で改善案が提出され、それにもとづいて大学運営会議において改善勧告がなされる。

＜点検・評価結果に基づく改善・向上＞

教育課程及びその内容、方法の適切性は研究科委員会で検討される。

リハビリテーション科学研究科では、平成29年度（2017年度）に研究科を設置し2018年度が完成年度であった。このため、教育課程については、担当教員の専門性を生かすことと、社会人学生の履修状況に柔軟に対応することを目的として、科目数の増加と必修科目の見直しを2019年度4月1日から行った（資料北海道文教大学大学院学則）。

一方、4年間の長期履修を申請した院生が設置時の計画に沿った教育課程を履修中で、2020年度が設置時の教育課程の最終年度であった。また、2020年度から2021年度初めにかけて出願資格の見直しについて議論を重ね、2022年度向けの入学試験では理学療法士・作業療法士への出願資格の限定を廃止することを決定した。このため2021年度中に、出願資格改訂に合わせた教育理念・目標、3つのポリシー、カリキュラムの改訂作業を開始し、2022年度4月からの教育課程改訂を可能としている。

リハビリテーション科学研究科は、教育成果の検証の場を修士論文の最終公開発表会に位置付けている。最終公開発表会は、全教員および院生に公開し、報告会での討論の中で、院生および教員が教育成果の検証を行ってきた。

2022年度からの新教育課程では、科目を統合してシンプルになり、教育内容の質的充実を図るとともに、院生の研究指導により重点を置く体制とする。2021年度に引き続き、3月末のFDセミナーでは、他の研究科での取り組み（指導内容・方法）についての講演を受け、教員相互の議論を活発に行い、今後の教育内容・方法の改善に繋げることとしている。リハビリテーション科学研究科は2018年度が完成年度であったが、修了生は2018年度が1名、2019年度も1名のみ、2020年度は5名、2021年度は3名、2022年度は6名、2023年度は4名、2024年度は5名、2025年度は5名であり計30名の修了生を輩出した。2026年も6名

の入学予定者となっている。募集定員を満たしており順調ではあるが、今後のカリキュラム改定を鑑み、議論を行っていく予定である。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

長所：リハビリテーション科学研究科では、PDCA サイクルを基盤とした教育課程の点検・評価体制を構築しており、教育開発センターを中心に毎年教育課程を評価している。点検結果に基づく改善案は大学運営会議で検討され、適切な改善が迅速に行われている。また、社会人学生の柔軟な履修に対応するため、科目数の増加や必修科目の見直しが行われ、教育内容の充実が図られている。さらに、修士論文最終公开发表会を教育成果検証の場として位置付けることで、教育活動の透明性と質の向上に努めている。2022 年度には教育課程の改訂を実施し、科目統合による効率化や院生の研究指導に重点を置いた体制を整えた。この取り組みにより、教育内容の質をさらに高めるとともに、FD セミナーでの教員間の議論を活発化させ、教育方法の改善につなげている。修了生も毎年着実に輩出しており、募集定員の充足が維持されている点は研究科の安定性を示している。

問題点：労働裁量制の導入により、教員が熱意を持って指導に取り組んでいるものの、学部教育と夜間の大学院教育を兼任しているため、過重労働となりやすい状況が懸念される。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

リハビリテーション科学研究科は、PDCA サイクルを活用した教育課程の点検・評価を基盤とし、教育内容の改善と質の向上に努めている。柔軟な履修対応や科目統合の取り組みにより、社会人学生を含む多様な院生への教育を充実させている点は研究科の特色といえる一方で、長期履修学生の増加や教員負担の増大が課題となっており、効率的かつ負担軽減を図る仕組みの構築が必要である。これらの課題に向き合い、教育内容のさらなる充実と研究科全体の発展を目指す取り組みが期待される。

第5章 学生の受け入れ(本文)

1. 現状分析

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

<学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表>各研究科のアドミッション・ポリシーは大学院ホームページ及び「募集要項」で公表し、1. 教育目的または、教育研究上の理念と目的 2. アドミッション・ポリシーを明記している。なお、障がいのある学生の受け入れについては、基本的に大学全体と同じである。

【リハビリテーション科学研究科アドミッション・ポリシー（求める学生像）】

リハビリテーション科学研究科は、リハビリテーション科学を学ぶ強い意欲を持ち、将来リハビリテーション関連領域において、中核的・指導的役割を果たしたいと考えている次のような人材を受け入れます。

（知識・技能）

・大学院で学ぶ基礎的学力（リハビリテーションと地域の健康支援に関する知識・技術、論理的思考力、対人コミュニケーション能力、国語・英語力等）を身につけた人。（思考・判断・表現）

・研究計画について論理的に考察・整理し、分かり易く伝えることができる人。

（関心・意欲・態度）

・リハビリテーションと地域の健康支援領域を担う多様な専門職に求められる思いやりの心、豊かな感性と深い見識、責任感・継続性を身につけている人。

リハビリテーション科学研究科のディプロマポリシー1番目、2番目、3番目は、アドミッション・ポリシーの（知識・技能）に特に対応している。ディプロマポリシー4番目、5番目は、アドミッション・ポリシーの（思考・判断・表現）に特に対応している。

ディプロマポリシー7番目、8番目は、アドミッション・ポリシーの（関心・意欲・態度）に特に対応している。

<下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定>

(1) 入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像

リハビリテーション科学研究科の出願資格は、理学療法士もしくは作業療法士の資格を

有する者、もしくは入学までに取得見込みの者との制限を 2022 年度入試より撤廃し、以下のいずれかに該当する者と規定している。

「本専攻に入学できる者は、リハビリテーションや地域の健康支援に関する研究に興味を持ち、次の各号の一つに該当する者、または入学年度の 4 月 1 日までに該当見込みの者とする。

- 大学を卒業した者
- 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより、当該国の 16 年の課程を修了した者
- 日本国において、外国の大学相当として指定した外国の課程（文部科学大臣指定の外国大学日本校）を修了した者
- 指定された専修学校の専門課程（文部科学大臣指定）を修了した者
- 本大学院において個別の入学資格審査により認められた者
- （社会人については、前各号の一つに該当するほか）本研究科委員会が承認するリハビリテーション関連の資格（医療・福祉・心理・教育・スポーツ等）を保持し、一定の実務経験を有する者」

(2) 入学希望者に求める水準等の判定方法

選抜は筆記試験（英語、小論文）と研究計画書に関する口述試験による判定によっている。
（資料 2022 北海道文教大学大学院募集要項）

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

- ・学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

<入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理>

(1) 入学定員に対する入学者数比率リハビリテーション科学研究科は、定員を充足したスタートとなった。なお、本研究科の過去 5 年間の入学者数及び入学定員に対する比率は下表のとおりである。

【大学院研究科入学定員に対する入学者比率（過去 5 年平均）】

研究科	入学定員	入学者数					入学者数	入学定員に対する比率
		2021	2022	2023	2024	2025		
リハビリテーション科学研究科	4	4	5	5	8	6	28	1.40

(2) 収容定員に対する在籍学生数比率リハビリテーション科学研究科は、今後も安定的な学生募集に努めたい。また、大学院の収容定員に対する在籍比率は、以下のとおりである。

【2025 年度大学院の在籍学生数と収容定員に対する在籍学生比率（2025. 5. 1 日現在）】

研究科	収容定員 (A)	年次別在籍学生数		在籍学生 (B)	在籍学生比率 B/A
		1 年次	2 年次		
リハビリテーション 科学研究科	8	6	12	18	2.25

(3) 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

リハビリテーション科学研究科は本年が開設 9 年目であり、上記の表の様に在籍学生比率が 2.25 と高値を示しているのは、2025 年度の合格の基準を満たす大学院受験希望者が例年より多いことに加え、在籍学生の大多数が長期履修生のためである。以降も安定した学生募集を維持継続するために、リハビリテーション科学研究科への出願資格を、2022 年度入学者からは理学療法士・作業療法士だけでなく、近接領域の専門職（教育・福祉・心理など）にも門戸を広げている。出願資格を広げるメリットは、単に出願する人の範囲が増えて入学者を確保しやすいということだけではない。一つの問題を解決したい時に、多角的視点で議論できて視野が広がり、素晴らしいアイデアが生れることを期待するからである。

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

理学療法学科・作業療法学科・リハビリテーション学科卒業生や大学院修了生への計画発表会、中間発表会、合同公開発表会への参加呼びかけを継続している。そして、修了生の修士論文の投稿論文文化の経済的・具体的支援、修了生による投稿論文アクセプトのホームページでの宣伝、研究指導教員・研究指導補助教員の研究力教育力アップに向けた FD セミナー開催なども並行して取り組んでいる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

長所：2025 年度においても本学学部卒業生を中心に、入学定員を満たすことができている。過去 5 年間ににおける入学定員に対する充足率が高く、安定した学生数を維持している。長期履修生が多く在籍しているため、在学者の定員が大きくなりがちではあるが、何れの授業も 4 名前後のゼミ方式での運営をとることができている。選抜体制としては筆記試験と口述試験を複数の教員が担当し、合否判定は研究科委員会と大学院委員会の審議を経て決定するため、透明性と公正性が保たれている。また、2020 年度より、他研究科との合同公開発表会を開催し、互いに情報の共有化が図られており、研究体制整備や指導体制など、より本格化した体制作りを志向しつつある。今後さらに、情報の共有化と体制整備を推し進め、

大学院としての発展が期待される。

問題点：リハビリテーション科学研究科における学生受け入れに関する問題点としては、収容定員を超過する状況が続いていることが挙げられる。過去 5 年では定員の 4 名を超える大学院生が入学していることに加え、長期履修生の多さがその一因となっており、教室や設備の使用状況に余裕がなくなり、教育環境の調整が必要となる。さらに、多職種協働を推進する学生募集方針を採用しているものの、異なる専門分野を持つ学生間の連携や効果的な 22 協働を支援する具体的な仕組みの整備が十分ではない点も課題と言える。これらの問題点を解決することは、教育環境や研究成果の質を向上させ、研究科全体のさらなる発展に寄与する重要なステップとなる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

研究科は修士課程のみの設置であるため、2024 年度修了生を含めた修了生 25 名の研究継続をどのようにサポートするかが問題でもある。修了生の中には修士論文の投稿論文化や、修士課程で行った研究の継続を希望する者が多い。現時点では、2020 年度に導入した、「北海道文教大学客員研究員受入れ規程」により、本研究科の研究指導教員等と修了生との共同研究体制を構築し、その要望に一部ではあるが応えている。また、企画事業として修了生も含めた大学院生の邦文・英語論文投稿を指導教員との共同執筆の形で実現し、継続して論文がアクセプトされている。

第6章 教員・教員組織（基本情報一覧）

大学として求める教員像を示した資料・教員組織の編制方針

資料名称	URL・印刷物の名称
北海道文教大学及び北海道文教大学大学院教育職員任用規定	https://old.do-bunkyo-dai.ac.jp/inside/official_regulations/wp-content/uploads/2023/03/%E5%8C%97%E6%B5%B7%E9%81%93%E6%96%87%E6%95%99%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E5%8F%8A%E3%81%B3%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E9%99%A2%E6%95%99%E8%82%B2%E8%81%B7%E5%93%A1%E4%BB%BB%E7%94%A8%E8%A6%8F%E7%A8%8B%8H280401.pdf
備考：	

個別教員の教育課程の編成その他の学部への参画状況、主要授業科目の担当有無・担当科目単位数に関する情報

資料名称	URL・印刷物の名称
北海道文教大学大学院学生便覧	https://www.do-bunkyo-dai.ac.jp/campuslife/pdf/handbook_graduate-2025-4.pdf
2025年度大学院シラバス	https://www.do-bunkyo-dai.ac.jp/campuslife/pdf/syllabus/2025/graduate/202506_3_reha.pdf
備考：	

【修士課程】

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
リハビリテーション科学研究科修士課程	19	10	13	6	大学基礎データ(表1)
備考：					

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

授業担当教員と指導補助者の責任関係や、指導補助者が担う役割を定めた規程

資料名称	URL・印刷物の名称
北海道文教大学大学院ティーチング・アシスタント規程	https://www.do-bunkyo-dai.ac.jp/campuslife/pdf/regulation-56_202405.pdf
備考：	

教員の募集、採用及び昇任に関する規程

規程名称	URL・印刷物の名称
北海道文教大学及び北海道文教大学大学院教育職員任用規定	https://old.do-bunkyo-dai.ac.jp/inside/official_regulations/wp-content/uploads/2023/03/%E5%8C%97%E6%B5%B7%E9%81%93%E6%96%87%E6%95%99%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E5%8F%8A%E3%81%B3%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E9%99%A2%E6%95%99%E8%82%B2%E8%81%B7%E5%93%A1%E4%BB%BB%E7%94%A8%E8%A6%8F%E7%A8%8B%8H280401.pdf
備考：	

第6章 教員・教員組織(本文)

1. 現状分析

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

- ・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

※具体的な例

- ・教員が担う責任の明確性。
- ・法令で必要とされる数の充足。
- ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
- ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
- ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

リハビリテーション科学研究科の教員は、理学療法学科・作業療法学科・リハビリテーション学科教員を併任しており、その研究内容はリハビリテーション科学研究科の教育・研究内容と一致している。必要に応じてオムニバス形式の科目も設定し、各教員の特性を活かした授業内容としている。研究計画発表会、中間発表会を通して指導教員以外の教員も大学院生の研究に対して助言を行う機会を設けており研究科教員がサポートする体制を整えている。

評価項目②

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

<教員の採用>

上述のように、リハビリテーション科学研究科の教員は、理学療法学科・作業療法学科・リハビリテーション学科教員を併任している。教授、准教授、講師により大学院教員は構成されており、年齢構成や性別に偏りのない配慮を行っている。

大学院教員の指導資格の昇格、学部教員から大学院教員への任用については研究科内の業績評価基準申し合わせに基づき行うこととしている(2019年4月19日リハビリテーション科学研究科委員会資料北海道文教大学大学院リハビリテーション科学研究科教員職員資格審査(推薦)基準に関する申し合わせ事項)。

評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

<評価の視点>

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

<ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施>

リハビリテーション科学研究科では研究科のFDセミナーを以下のように実施した。

テーマ：疫学研究のデザインと実際（佐々木幸子教授）

日時：2026年3月18日（水）13：00から14：00 場所：樽前参加者：18名

評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

教員組織は学科と重複しており、研究科単独で検討する形態とはなっていない。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

上述のように、リハビリテーション科学研究科のほとんどの教員は理学療法学科・作業療法学科・リハビリテーション学科教員を併任している。2025年度4月より、外国人教員で学部の大学院兼担教員の承認が認められた。2025年4月から中国籍の外国人留学生が入学しており、大学院生の研究活動以外でのサポートも行っている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

2025年度は理学療法学科、作業療法学科から2名ずつ大学院への内部進学があった。大学院の充実のためにも学部教育から継続した大学院教育が今後期待される。